

# 岐阜県建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施要領

(平成 28 年 3 月 29 日 技第 798 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岐阜県が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に定める建設工事）（以下「県工事」という。）のうち、入札者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共工事の質を高めることを目的として、入札参加者に、設計、施工方法等に関する提案を募集し、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「技術提案型総合評価落札方式」という。）の実施に係る事項を定めるものとする。

なお、この要領に定める以外の必要な手続き等は、岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 9 号。以下「一般競争入札要領」という。）によるものとする。

(対象工事)

第 2 条 技術提案型総合評価落札方式は、一般競争入札方式の対象工事であって、以下の工事（設計・施工発注方式を含む。）のいずれかに該当する場合であり、かつ収支等命令者が必要と認めた県工事を対象とするものとする。

- (1) 入札参加者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的な費用に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性等の性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

(手続に要する日数)

第 3 条 技術提案型総合評価落札方式の手続に要する期間は、別紙に示す日数を参考として設定するものとする。

(入札公告に明示する事項)

第 4 条 収支等命令者は、入札公告等又は入札説明書の一部として別添「総合評価落札方式の内容」を添付し、次の（１）から（５）に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が、技術提案型総合評価落札方式であること
- (2) 入札公告等又は入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面、仕様書及び技術提案書作成にあたっての条件等（第 9 号様式。以下「標準案」という。）の内容について、標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求めること
- (3) 技術提案及び技術所見を求める課題及び評価基準
- (4) 技術提案の審査にあたっては施工の確実性、安全性、費用及び標準案と比較した経済性等を評価すること
- (5) 第 7 条、第 8 条、第 10 条から第 15 条及び第 17 条から第 19 条に関する事項

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第 5 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条 10 の 2 の規定により、収支等命令者は、総合評価落札方式において落札者決定基準を定めようとするとき及び落札者を決定しようとするときは、あらかじめ、次の（１）及び（２）に掲げる事項に関して、岐阜県建設工事総合評価会議において、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするときは、技術提案等の評価に当たり留意すべき事項

(落札者決定基準の決定)

第6条 技術提案型総合評価落札方式における落札者決定基準は、一般競争入札要領第3の入札参加資格と併せて、参加資格委員会等の審議に付し、決定する。

(技術資料の作成説明会)

第7条 収支等命令者は、必要があると認められるときは、総合評価落札方式に関する技術資料（岐阜県総合評価落札方式申請様式第2号。以下「技術資料」という。）の作成説明会を実施することができるものとする。

(技術資料の提出)

第8条 収支等命令者は、技術資料を一般競争入札要領第7条第1項における申請書の附属書類として、申請期限日までに、入札参加希望者から提出させるものとする。

- 2 技術提案を求める範囲は、設計、施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、技術提案型総合評価落札方式による評価方法によって収支等命令者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。
- 3 標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案を求める部分については、設計図書等において施工方法を指定しないものとする。
- 4 入札参加希望者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。
- 5 技術資料は、次の(1)から(4)のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 入札公告等又は入札説明書に定める様式により作成すること。
  - (2) 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
  - (3) 加算点の確認以外に入札参加希望者に無断で使用又は返却しないこと。
  - (4) 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出は認めないこと。

(総合評価委員会)

第9条 技術提案型総合評価落札方式を行うための技術提案を求める範囲の決定、落札者決定基準、技術提案の審査並びに性能等の各評価項目の得点の決定を行うための組織として、岐阜県（発注機関名）総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を置く。

- 2 総合評価委員会は、技術提案型総合評価落札方式の技術提案を求める範囲、落札者決定基準及び技術提案の内容の検討を行うため、必要に応じて、総合評価委員会作業部会を設けるものとする。

(技術資料の聴き取り)

第10条 収支等命令者は、必要があると認められるときは、技術資料に関する聴き取りを実施することができるものとする。

(技術資料の評価及び評価値の算出)

第11条 技術提案型総合評価落札方式における性能等の評価は、次の(1)から(7)に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 評価の対象とする性能等に要求される要件（以下「技術的要件」という。）については、当該評価に係る工事の目的及び内容に応じ、事務又は事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを評価に当たって必須とする項目（以下「必須項目」という。）とそれ以外の項目（以下「その他項目」という。）ごとに区分する。
- (2) 必須項目については、入札公告等又は入札説明書で項目ごとに最低限の要求する要件（以下「要求要件」という。）を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。

- (3) その他項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。
  - (4) その他項目のみを評価する場合、入札公告等又は入札説明書に記載された要求要件を満たしている場合に与える点数を標準点と読み替えるものとする。
  - (5) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。
  - (6) 補償費等の支出額等を評価する場合においては、その費用について評価項目としての得点を与えず、次項に規定する評価値の算出において入札価格にその費用を加算する。
  - (7) 技術提案及び技術所見を除く技術資料の評価は「総合評価落札方式に係る技術審査基準」による。
- 2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札参加者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札参加者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

（技術提案の採用又は不採用の通知等）

第12条 収支等命令者は、入札参加希望者に技術提案の採用又は不採用を一般競争入札要領第7条第3項に規定する参加通知書の通知に併せて、技術提案採否通知書（第8号様式。以下「採否通知書」という。）を通知するものとする。なお、技術提案を不採用とする場合には、その理由を付することとする。

- 2 入札参加者は、技術提案を不採用とする理由に対して、理由の再説明要求を行うことができるものとする。

（技術提案の不採用に対する理由の再説明）

第13条 第12条において、技術提案の不採用を含む採否通知書を受けた入札参加者は、採否通知書の通知日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に、収支等命令者に対して理由の再説明を求められることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）の持参により行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。

- 2 収支等命令者は、前項の規定に基づき理由の再説明を求められた場合は、理由の再説明を求められることができる最終日の翌日から起算して、原則として10日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

（落札候補者の決定）

第14条 落札候補者は、価格及び性能等をもって申込みをした入札参加者で、次の各号のいずれにも該当するもののうち、原則として評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 必須項目においては、入札に係る性能等が、入札公告等又は入札説明書において明らかにした技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (3) その他項目のみを評価する場合においては、入札に係る性能等が、入札公告等又は入札説明書において明らかにした技術的要件のうち、標準点における要求要件のすべてを満たしていること。
- (4) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計）を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除して得た数値（基準評価値）を下回っていないこと。

（入札参加資格及び加算点の確認）

第15条 開札後の入札参加資格及び加算点の確認は、落札候補者のみ行うものとし、提出期限日までに、総合評価落札方式に関する技術資料に係る確認書類（以下「技術確認書類」という。）を一般競争入札要領第11条第1項における確認資料の附属書類として提出させ行う。

ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には無効とし、次順位者の入札参加資格及び加算点を確認するものとする。

- 2 前項において、入札参加資格を満たしていないと認められた落札候補者については、一般競争入札要領第11条第2項により通知を行う。

- 3 技術確認書類は、次の（１）から（３）のとおり取り扱うものとする。
- （１）作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
  - （２）加算点の確認以外に落札候補者に無断で使用又は返却しないこと。
  - （３）原則として収支等命令者が指示した提出期限日を超過した日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

（落札者の決定）

第16条 収支等命令者は、第15条第1項及び第2項の規定に基づいた落札候補者について、参加資格委員会等の審議に付し、落札者を決定する。

（苦情申立て）

第17条 一般競争入札要領第13条に規定する以外に、次の（１）及び（２）により行うこととする。

- （１）落札者を除く入札参加者のうち、落札者の決定に対して不服のある者は、落札者決定通知の通知日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に、非落札理由について収支等命令者に対して苦情申立てを行うことができる。
- （２）前項の規定により苦情申立てがあった場合、収支等命令者は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して、原則として10日（県の休日を含まない。）以内に参加資格会等の審議に付し、書面により回答する。

なお、手続き等の詳細は、「公共工事における非指名理由等苦情処理手続要領」によるものとする。

（技術提案内容の保護）

第18条 県は、契約後に行われる工事において技術提案の内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その提案を無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権その他の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

- 2 収支等命令者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

（責任の所在等）

第19条 収支等命令者は、次の（１）及び（２）に掲げる事項の責任の所在を明確にしておくものとする。

- （１）収支等命令者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書等において施工方法を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではないこと。
- （２）技術資料に記載された内容が履行できなかった場合は、契約金額の減額及び参加資格停止・工事成績評定の減点を行うこと。また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度の施工が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、参加資格停止措置及び工事成績評定の減点に加え、場合によっては損害賠償の請求を行うこと。

なお、契約書へは、技術資料の履行を義務付けるため、別添附則を含めた技術資料を添付すること。

（その他）

第20条 この要領に定めるもののほか、実施に向けて必要な事項は収支等命令者が参加資格委員会等の審議に付して定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
- 2 「岐阜県一般競争入札方式における技術提案型総合評価落札方式の試行要領」（平成16年4月28日 工検第51号）は廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。



## 岐阜県総合評価委員会設置実施要領（準則）

### （目的）

第1条 岐阜県が行う建設工事のうち、一般競争入札方式で発注する工事において、設計及び施工方法等に関する提案を募集し、入札者に、工事価格及び性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）について、技術提案の審査等を行う組織として、岐阜県〇〇総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 総合評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 技術提案を求める範囲の決定
  - (2) 落札者決定基準
  - (3) 技術提案の審査
  - (4) 性能等の各評価項目の得点の決定
- 2 入札参加希望者から提出された技術提案に関しては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等について審査を行うものとする。

### （総合評価委員会の構成）

第3条 総合評価委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。

### （総合評価作業部会の構成）

第4条 落札者決定基準、技術提案の内容の検討を行うため、岐阜県総合評価作業部会（以下「総合評価作業部会」という。）を設けるものとする。

- 2 総合評価作業部会は、部会長及び部員をもって構成する。

※総合評価作業部会を設置しない場合は不要

### （会議）

第5条 委員長は、第2条に定める所掌事務に応じて、速やかに総合評価委員会を開催するものとする。但し、委員長に事故等があるときには、工事担当課（室）長がこれを代行する。

- 2 総合評価委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって開催するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、総合評価委員会に関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 総合評価委員会は非公開を原則とする。
- 5 総合評価作業部会の開催においても、第1項から第4項を準用するものとする。

### 附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

### 技術提案採否通知書

資格者番号  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

岐阜県知事 印  
(〇〇事務所長)

令和 年 月 日付で提出された技術提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。  
記

入札公告日		
工事名		
技術提案に対する採否及び不採用の場合はその理由		
技術提案項目	採否の区分	不採用の場合の理由
	○ — ×	
	○ — ×	
	○ — ×	

- 注1) ○：「採用」とし、加算点付与の対象とする  
—：「採用」とするが、加算点付与の対象としない  
×：「不採用」
- 注2) 不採用とされた理由について詳細な説明を要求する場合は、令和00年00月00日までに提出するものとする。

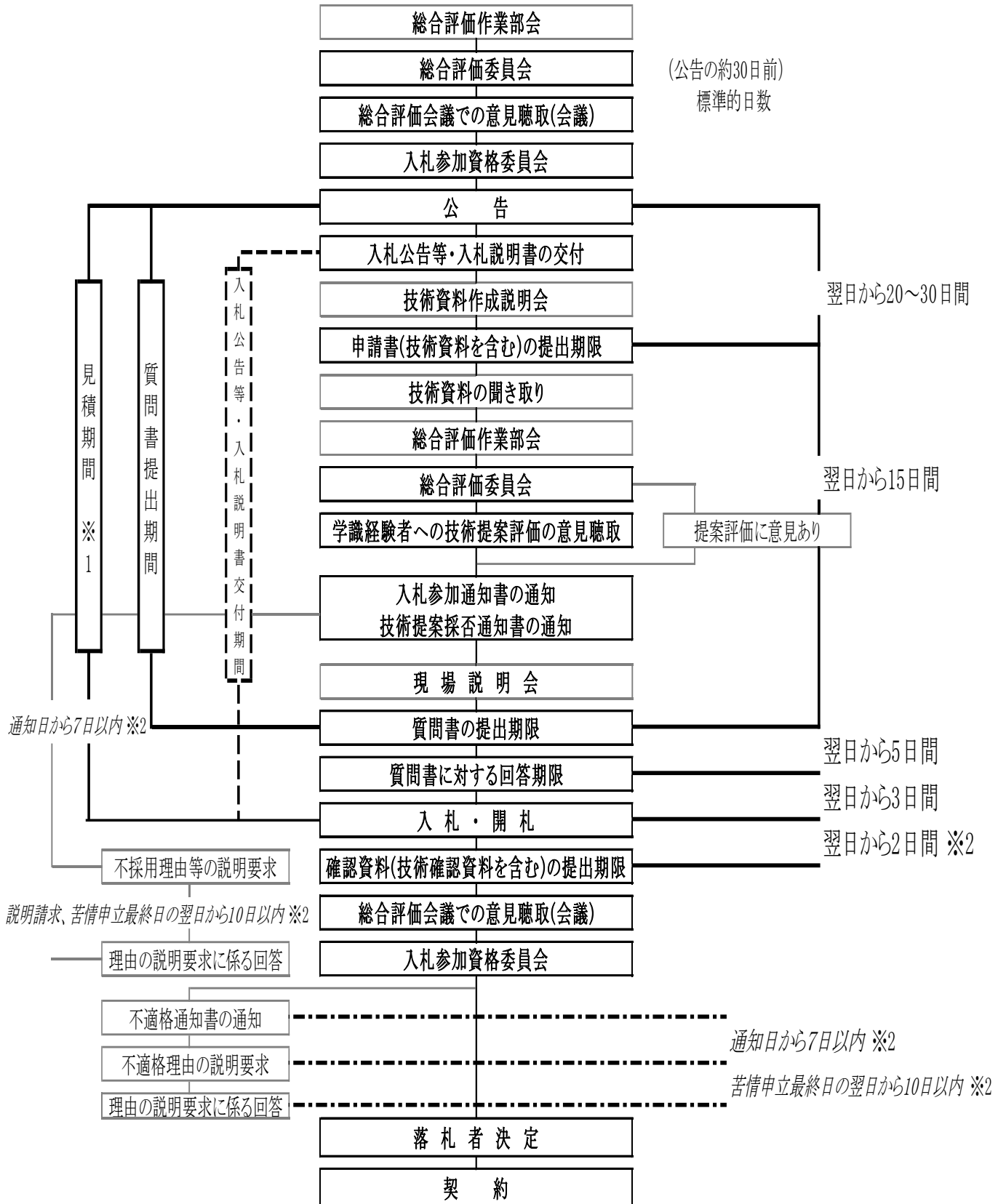


技術提案書作成にあたっての条件等  
(発注者が設定している標準案)

評価指標：「〇〇〇〇の提案」に関する事項

前提条件と発注者が設定している標準案
<p>1. 前提条件</p> <p>1) 〇〇〇〇の構造は設計図書及び仕様書に示すとおり。</p> <p>2. 発注者が設定している標準案</p> <p>1) コンクリートの仕様は以下のとおり。 30-8-25 W/C ≤ 55%</p> <p>2) 〇〇〇〇を設置する。</p> <p>3) 〇〇〇〇の施工に当たっては、「岐阜県建設工事共通仕様書 第1編 共通編第〇章〇〇〇〇」の規定によるものとする。</p>
技術提案に関する留意事項
<p>3. 内容</p> <p>〇〇〇〇について記述すること。</p> <p>4. 技術提案書作成にあたっての留意事項</p> <p>1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。</p> <p>2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。</p> <p>3) 構造変更を伴う技術提案については、前提条件に反した提案や設計計算の変更を伴う提案である場合は認めない。但し、軽微な変更の提案である場合は、構造変更の目的や構造上問題がない事を示す添付資料等の内容が明確であれば認める。なお、添付資料は技術提案の趣旨が担保できれば概略検討でよい。(構造変更を伴う技術提案のうち、提案として認めないものの例。例：主構造物の形状寸法を変更する提案)</p> <p>4) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。</p> <p>5) 私有地を使用する必要がある技術提案にあつては、受注者の責任において土地の権利者の了解を得ることを条件に技術提案できる。</p> <p>6) 本工事においては、「〇〇〇〇〇」を提出した場合「オーバースペックな技術提案」と判断し評価しない場合がある。</p>

別紙【技術提案型総合評価落札方式の手続き】(標準的な日数)



※1) 見積期間(公告日の翌日から起算して、開札日の前日まで)

予定価格5,000万円以上 → 15日以上

ただし、WTO対象工事は、公告開始日から入札期日の前日までに40日以上を確保することに留意

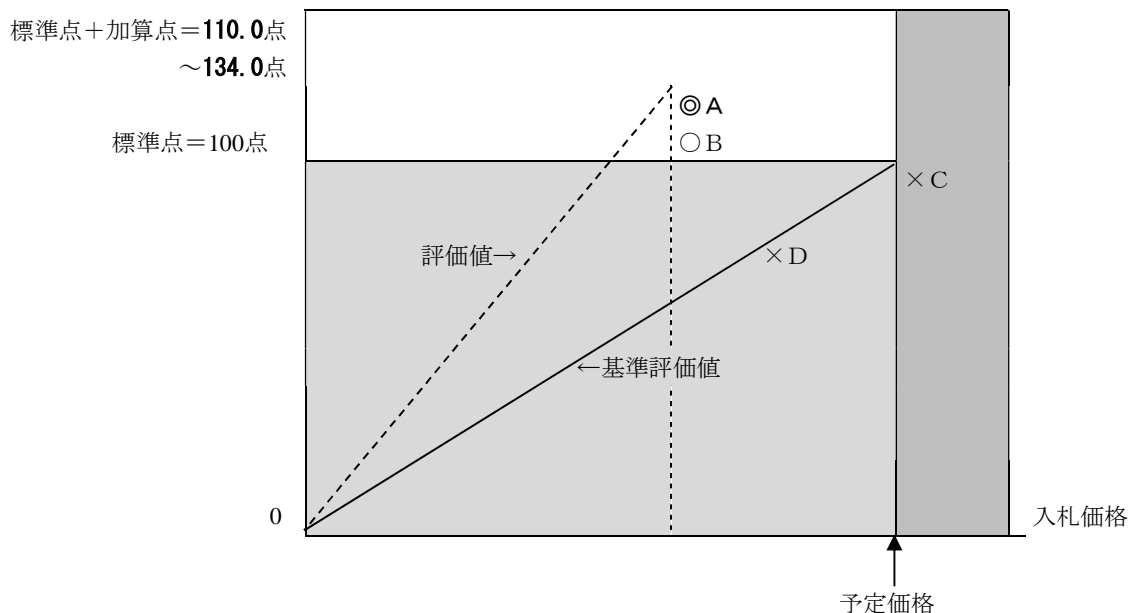
※2) 県の休日を含まない。

## 別添 総合評価落札方式の内容

(記入例) ※実際に適用する方式や評価内容、評価基準に応じて修正

### 1 総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。



- A：落札者◎  
B：非落札者（基準評価値を上回るが評価値（グラフの傾き）がAより低い）○  
C：非落札者（予定価格を超過）×  
D：非落札者（基準評価値を下回る）×

### ②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- 入札価格 ≤ 予定価格
- 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
- 評価値 ≥ 基準評価値（a及びbを満たせば自動的にcは満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

### 2 評価項目及び評価指標

①評価項目：（ア）施工能力に関する事項

- （イ）企業能力に関する事項  
（ウ）配置予定技術者の能力に関する事項  
（エ）地域要件に関する事項

②評価指標：（ア）安全対策、主要資材、環境配慮、技術提案及び技術所見により評価

- ・「トンネルにおける〇〇の提案」について【技術提案を求める場合のみ】
  - ・「〇〇の品質向上の提案」について【技術提案を求める場合のみ】
  - ・「〇〇の施工における安全対策」について【技術所見を求める場合のみ】
- （イ）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴、機械保有状況（土木工事等に適用）により評価  
（ウ）同種・類似工事施工経験、保有資格、継続教育により評価  
（エ）営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、近隣地域施工実績、除雪業務等実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）、応急危険度判定士の登

録者数（建築工事に適用）、製作拠点（鋼構造物工事、P C 上部工工事に適用）、休日及び夜間の道路維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）、休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）、新分野活動、県内企業の活用率により評価

### 3 標準点及び加算点

- ① 標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として 100 点を付与する。
- ② 加算点：評価基準に応じて点数を付与する。

### 4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。  
各方式別の評価項目と配点

小項目	評価項目	標準	選択※	技術提案型		簡易型								
				—		地域型	①		②					
				WTO	広域	地域	地域	広域	地域	広域				
施工能力	工程管理					/	/							
	安全対策	○		1.5							1.5			
	主要資材		○	1							1			
	品質管理													
	環境配慮	○		1							1			
	技術提案		○	10										
	技術所見		○	5									5	
	施工上の課題 配慮すべき事項			いずれか 1つ									いずれか 1つ	
企業能力	工事成績評定点	○		2	2		2							
	施工実績	○		1	1		1							
	スタッフ数	○		1.5			1.5							
	優良工事施工者表彰歴	○		1			1							
	機械保有状況 (土木工事等に適用)		○	1.5			1.5							
能技術者	施工実績	○		1	1		1							
	保有資格	○		1.5 (1)			1.5 (1)							
	継続教育	○		0.5			0.5							
地域要件	営業拠点（土木工事等・建築工事に適用）に適用	○		1	1		1							
	営業拠点（鋼構造物工事・P C 上部工工事に適用）	○		2	—		2							
	災害協定参加等	○		2	2		2							
	ボランティア活動	○		—	1	1	—	1	—					
	近隣地域施工実績	○		1	1		1							
	除雪業務等実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）	○		—	2	2	—	2	—					

応急危険度判定士の登録者数（建築工事に適用）	○			1	1	1			
製作拠点（鋼構造物工事・PC上部工工事に適用）	○			1	—	1			
休日及び夜間の道路維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）	○		/	—	1	1	—	1	—
休日及び夜間の河川・砂防維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）	○			—	0.5	0.5	—	0.5	
新分野活動	○			—	—	1	—	1	—
県内企業の活用率（地域型・建築工事を除く）	○			1	1	1			
			28.5	33.5	13.5	24.0	18.5	29.0	23.5
			(26.5)	(32.5)	(10.0)	(19.5)	(17.5)	(24.5)	(22.5)
			<27.0>	<34.0>		<21.0>	<19.0>	<26.0>	<24.0>

※選択：工事の特性等に応じて、選択できる評価項目

（内）は建築工事の合計点

<内>は鋼構造物工事、PC上部工工事の合計点

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
<b>工程管理</b>			
安全対策	事故防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1.5
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	0
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	▲1.5
主要資材	県内での調達への奨励	主要工事材料は岐阜県産調達が可能 主要工事材料の岐阜県産調達に努力	1 0
<b>品質管理</b>			
環境配慮	ISO認定取得の状況	ISO9000S並びに14001取得済	1
		ISO9000S又は14001取得済	0.5
		取得なし	0
技術提案	トンネルにおける○○の提案		満点5
	○○の品質向上の提案		満点5
技術所見	○○の施工における安全対策	十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、特に優れた工夫があると評価できるもの	5
		十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、優れた工夫があると評価できるもの	4
		記述はされており、その内容も現場状況に即した標準的工夫があると評価できるもの	3
		記述はされているが、その内容が現場状況に即した工夫が少なく、あまり評価できないもの	2
		記述が少なく、その内容も現場状況に即しておらず一般的で、工夫がなく評価できないもの	1又は0

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	<u>土木一式工事(PC橋上部工工事を除く)、舗装工事及び、とび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点</u> (岐阜県発注工事のみ対象) (工種限定あり)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成○○年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定の	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5

	ある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない	上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1.5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無 (工種限定あり)	部長表彰歴あり	1
		現地機関の長(公共建築課長、住宅課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり	0.5
		表彰歴なし	0
機械保有状況 (土木工事等に適用)	当該工事に関する、主要建設機械の保有状況	全て自社保有(長期リースによる保有を含む)あり	1.5
		自社保有(長期リースによる保有を含む)又は短期リースによる保有あり	0.75
		保有なし	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事 施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事:国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士又はME※、かつ自然工法管理士	1.5
		1級土木施工管理技士又は技術士又はME※	1
		2級土木施工管理技士かつ自然工法管理士	0.5
		上記以外	0
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	1級建築施工管理技士かつ1級建築士	1.0
		1級建築施工管理技士又は1級建築士	0.5
		上記以外	0
継続教育(CPD) の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内※の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0
継続教育(CPD) の取組状況 (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内※の建築関係の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0

※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育(CPD)の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とする。

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点 (土木工事等・建築 工事に適用)	地域内での営業拠点の有無	同一市町村内(旧市町村内)に本店あり	1
		同一管内(同一市町村内を除く)に本店あり	0.75
		岐阜県内(同一管内を除く)に本店あり	0.5
		岐阜県内に支店・営業所あり	0.25
		岐阜県内に本店・支店・営業所なし	0
営業拠点 (鋼構造物工事に適 用)	地域内での営業拠点の有無	単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店あり ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり、かつ その他の構成員が岐阜県内に本店あり	2
		単体で参加の場合、岐阜県内に支店・営業所あり JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・代表構成員が県内に本店・支店・営業所なし、か つその他の構成員が岐阜県内に本店あり	1
		単体で参加の場合、岐阜県内に本店・支店・営業 所なし JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし 、かつその他の構成員が岐阜県内に支店・営業所 あり ・全ての構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所な し	0
営業拠点 (PC上部工工事に 適用)	地域内での営業拠点の有無	岐阜県内に本店あり	2
		岐阜県内に支店・営業所あり	1
		岐阜県内に本店・支店・営業所なし	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動 実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、 都市建築部との協定に限る)に参加あり又は直近5 か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、 都市建築部との協定を除く)又は岐阜県内市町村と の協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の 活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
ボランティア活動 (土木工事等・建築 工事に適用)	直近3か年度以内*の活動の有無	同一市町村内(旧市町村内)での実績あり	1
		同一管内(同一市町村内を除く)での実績あり	0.75
		岐阜県内(同一管内を除く)での実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0
ボランティア活動 (鋼構造物工事・PC 上部工工事に適用)	直近3か年度以内*の活動の有無	岐阜県内での実績あり	1
		岐阜県内での実績なし	0
近隣地域施工実績 (土木工事等に適用)	平成〇〇年度(入札公告日の属 する年度を除き、遡って5か年 度)以降申請期限日までに完成 引き渡しの済んだ近隣地域での 施工実績(国及び岐阜県発注工 事のみ対象)	同一市町村内(旧市町村内)での施工実績あり	1
		同一管内(同一市町村内を除く)での施工実績あり	0.75
		岐阜県内(同一管内を除く)での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0
近隣地域施工実績 (建築工事に適用)	平成〇〇年度(入札公告日の属 する年度を除き、遡って15か 年度)以降申請期限日までに完 成引き渡しの済んだ近隣地域で の施工実績 (国、岐阜県、独立行政法人等 でそれぞれの設置法において建 築基準法第18条の規定上、国 とみなす旨の規定のある団体又 は岐阜県の独立行政法人が発注 した工事(工事成績評定点の通 知のあるものは65点以上のも のに限る)のみ対象)	同一市町村内(旧市町村内)での施工実績あり	1
		同一管内(同一市町村内を除く)での施工実績あり	0.75
		岐阜県内(同一管内を除く)での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0
近隣地域施工実績 (鋼構造物工事・PC 上部工工事に適用)	平成〇〇年度(入札公告日の属 する年度を除き、遡って5か年 度)以降申請期限日までに完成 引き渡しの済んだ近隣地域での 施工実績 (岐阜県発注工事のみ対象)	岐阜県内での施工実績あり	1
		岐阜県内での施工実績なし	0



除雪業務等の受託実績 (土木工事等(法面工事を除く)に適用)	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする	同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0
応急危険度判定士の登録者数 (建築工事に適用)	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	5名以上	1
		2名以上5名未満	0.5
		2名未満	0
製作拠点 (鋼構造物工事に適用)	県内自社製作工場の有無	・単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり ・JVで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	1
		・JVでの参加の場合、その他の構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	0.5
		・単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし ・JVで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場なし	0
製作拠点 (PC上部工工事に適用)	県内自社製作工場の有無	岐阜県内に自社製作工場あり	1
		岐阜県内に自社製作工場なし	0
休日及び夜間の道路維持作業の実績 (土木工事等(法面工事を除く)に適用)	直近3か年度以内の県管理道路の道路維持業務(除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く)、異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業等を実施した実績の有無	同一土木事務所管内での実績あり(元請け)	1
		同一土木事務所管内以外での実績あり(元請け)	0.75
		同一土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.5
		同一土木事務所管内以外での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績 (土木工事等(法面工事を除く)に適用)	直近3か年度以内の県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績の有無	同一土木事務所管内での実績あり(元請け)	0.5
		同一土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績の有無(岐阜県内での活動に限る)	新分野活動実績あり	1
		新分野活動実績なし	0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況(元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上	1
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のため、ボランティア活動の対象期間を当面の間「1か年度以内」を「3か年度以内」とする。

## 5 技術提案・技術所見

技術提案及び技術所見は1課題につきA4サイズ片面1枚以内に簡潔かつ要領よく記述することとし、規定枚数を超過した以降の内容は評価しない。

参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくすること。

他機関及び他工事との調整が必要となる技術提案・技術所見は原則認めない。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとする。なお、下記に示すような提案内容については、評価しない。

①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかりと」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)

②提案の実行の有無が確認できないもの

(例：実行したことを、写真等で確認できないもの)

③提案内容に明確な効果が認められないもの

④提案の実行に確実性がないもの

(例：「監督員との協議により施工する」)

(例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)

## 6 落札者の決定

① 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする。
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

② 評価値及び落札者の決定（簡易型①で入札参加者が7者、23.5点満点の例）

入 札 者	標準点 ①	加算点②					点数合計 ①+②= ③	入札金額 ④	評価値 ③/④× 1,000,000	評価順位 (落札者)
		施工 能力	企業 能力	技術者 能力	地域 要件	計				
A	100.00	3.50	2.50	1.00	4.00	11.00	111.00	75,600,000	1.46825	2
B	100.00	2.00	3.50	2.50	4.00	12.00	112.00	82,600,000	1.35593	6
C	100.00	1.00	3.50	0.50	4.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956	5
D	100.00	-1.50	3.00	2.00	3.00	6.50	106.50	73,550,000	1.44799	3
E	100.00	2.50	1.50	1.50	3.00	8.50	108.50	84,200,000	1.28860	7
F	100.00	0.00	4.00	1.00	4.00	9.00	109.00	80,146,000	1.36002	4
G	100.00	1.50	4.50	3.00	5.00	14.00	114.00	77,400,000	1.47287	1 (落札)

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

## 7 実施上の留意事項

①責任の所在とペナルティ

(簡易型①②地域型の場合)

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定の減点を行うものとする。

(技術提案型の場合)

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うとともに入札時に付与した加算点の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更するものとする。

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C：当初（変更がある場合は変更後）契約金額

$\alpha$ ：当初の全ての加算点、 $\beta$ ：達成度合いに応じて再計算した全ての加算点

C'：達成度合いに応じた契約金額

## ②入札参加資格条件

加算点〔技術評価点〕付与が可能な技術提案を1項目以上提出する。（技術提案型の場合）

## ③技術提案の評価方法（技術提案型の場合）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
技術提案	○○○○○○○○○	○○○○○○○○○	5

(標準例)

- ・ 1 課題につき 5 点満点で評価
- ・ 提案項目は 1 課題につき 5 項目以内
- ・ 各提案項目は優／良／可及び不可で評価  
但し、課題を抜本的に解決する内容である場合は上記よりも更に高く評価

(1 課題の評価点が 10 点満点の場合)

- ・ 5 点満点で評価したものを 2 倍して評価点とする

# 施 工 能 力

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する

会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
工程管理			
安全対策	事故防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	<input type="checkbox"/> 過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置なし(※) ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰(岐阜県内工事に限る) ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証 <input type="checkbox"/> 過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置あり(※) <input type="checkbox"/> 過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置あり	※労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類(表彰状の写し等) ※厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証の写し ※安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と、入札参加者の関係が分かる資料
主要資材	県内での調達奨励 【主要工事材料(品目)】 ○○、××、△△	<input type="checkbox"/> 主要工事材料は岐阜県内産調達が可能(※) <input type="checkbox"/> 主要工事材料の岐阜県内産調達に努力	※原則として納品書の写し ※受注者が入札時に「主要工事材料は岐阜県産調達が可能」と申告している場合、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うとともに、入札時に付与した加算点(技術評価点)の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。
品質管理			
環境配慮	ISO認証取得の状況	<input type="checkbox"/> ISO9000S並びにISO14001取得済(※) <input type="checkbox"/> ISO9000S又はISO14001取得済(※) <input type="checkbox"/> 取得なし	※ISO(9001、14001)の登録証付属書等、登録者名、住所、適用規格、認証範囲、有効期限の記載がある資料の写し

# 企 業 能 力

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
工事成績評定点	土木一式工事(PC橋上部工事を除く)、舗装工事及び、とび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 (岐阜県発注工事のみ対象) (工種限定あり)	<input type="checkbox"/> 80点以上(※) <input type="checkbox"/> 75点以上80点未満(※) <input type="checkbox"/> 75点未満又は実績なし(※)	※工事成績対象一覧
同種(類似)工事施工実績	平成○○年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無	<input type="checkbox"/> 同種工事の実績あり(※) <input type="checkbox"/> 類似工事の実績あり(※) <input type="checkbox"/> 上記実績なし	※同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等)

	(国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。		※工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※同種(類似) 工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数 (当該工事における「国家資格」の定義=技術士(建設部門)1級又は2級土木施工管理技士)	<input type="checkbox"/> 常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上(※) <input type="checkbox"/> 常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上(※) <input type="checkbox"/> 常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上(※) <input type="checkbox"/> 常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください(基準日は7月1日とします) ※国家資格については複数の資格を有していても1名として算入すること
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無 (工種限定あり)	<input type="checkbox"/> 部長表彰歴あり(※) <input type="checkbox"/> 現地機関の長(公共建築課長、住宅課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり(※) <input type="checkbox"/> 表彰歴なし	※岐阜県優良工事施工者表彰状の写し
機械保有状況 (土木工事等に適用)	当該工事に関する、主要建設機械の保有状況 【主要建設機械(種)】 ○○、××6、△△	<input type="checkbox"/> 全て自社保有(長期リースによる保有を含む)あり(※) <input type="checkbox"/> 自社保有(長期リースによる保有を含む)又は短期リースによる保有あり(※) <input type="checkbox"/> 保有なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※受注者が入札時に「(長期又は短期)リースによる保有あり」と申告している場合で、落札者決定前に状況が確認できない場合には、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うとともに、入札時に付与した加算点(技術評価点)の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。 ※「長期リース」とはリース期間が3年以上のものを対象とします。

注1) レ又は■のように記入する。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とすること。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

## 配置予定技術者の能力 (3名まで記載可)

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する  
会社名：

<b>【配置予定技術者(1)】</b>	氏名(ふりがな)：		
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種(類似) 工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。	<input type="checkbox"/> 同種工事の実績あり(※) <input type="checkbox"/> 類似工事の実績あり(※) <input type="checkbox"/> 上記実績なし	※同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※)、かつ自然工法管理士(※) <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※) <input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士かつ自然工法管理士(※) <input type="checkbox"/> 上記以外	※国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明書の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格した者をいう。 ※自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	<input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士かつ1級建築士(※) <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は1級建築士(※) <input type="checkbox"/> 上記以外	※国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内*の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	<input type="checkbox"/> 2.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位未満の取得あり、又は取得なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育(CPD)の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とします
継続教育(CPD)の取組状況(建築) (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内*の建築関係の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	<input type="checkbox"/> 2.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位未満の取得あり、又は取得なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育(CPD)の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とします

注1) ◻ 又は ◼ のように記入する。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とすること。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

## 配置予定技術者の能力 (3名まで記載可)

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する  
会社名：

<b>【配置予定技術者(2)】</b>	氏名(ふりがな)：		
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種(類似) 工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。	<input type="checkbox"/> 同種工事の実績あり(※) <input type="checkbox"/> 類似工事の実績あり(※) <input type="checkbox"/> 上記実績なし	※同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※)、かつ自然工法管理士(※) <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※) <input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士かつ自然工法管理士(※) <input type="checkbox"/> 上記以外	※国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明書の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格した者をいう。 ※自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	<input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士かつ1級建築士(※) <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は1級建築士(※) <input type="checkbox"/> 上記以外	※国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内*の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	<input type="checkbox"/> 2.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位未満の取得あり、又は取得なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育(CPD)の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とします
継続教育(CPD)の取組状況(建築) (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内*の建築関係の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	<input type="checkbox"/> 2.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位以上の取得あり(※) <input type="checkbox"/> 1.0単位未満の取得あり、又は取得なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育(CPD)の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とします

注1) ◻ 又は ◼ のように記入する。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とすること。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。



## 配置予定技術者の能力 (3名まで記載可)

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する  
会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
【配置予定技術者(3)】			
氏名(ふりがな)：			
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。	<input type="checkbox"/> 同種工事の実績あり(※)	※同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
		<input type="checkbox"/> 類似工事の実績あり(※)	
		<input type="checkbox"/> 上記実績なし	
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※)、かつ自然工法管理士(※)	※国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明書の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格した者をいう。 ※自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
		<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※)	
		<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士かつ自然工法管理士(※)	
		<input type="checkbox"/> 上記以外	
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	<input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士かつ1級建築士(※)	※国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
		<input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は1級建築士(※)	
		<input type="checkbox"/> 上記以外	
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内*の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	<input type="checkbox"/> 20単位以上の取得あり(※)	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育(CPD)の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とします
		<input type="checkbox"/> 10単位以上の取得あり(※)	
		<input type="checkbox"/> 10単位未満の取得あり、又は取得なし	
継続教育(CPD)の取組状況(建築) (建築工事に適用)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近3か年度以内*の建築関係の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	<input type="checkbox"/> 20単位以上の取得あり(※)	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育(CPD)の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とします
		<input type="checkbox"/> 10単位以上の取得あり(※)	
		<input type="checkbox"/> 10単位未満の取得あり、又は取得なし	

注1) ◻ または ◼ のように記入する。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とすること。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。



# 地域要件

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する  
会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
営業拠点 (土木工事等・建築工事に適用)	地域内での営業拠点の有無	<input type="checkbox"/> 同一市町村内(旧市町村内)に本店あり(※) <input type="checkbox"/> 同一管内(同一市町村内を除く)に本店あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内(同一管内を除く)に本店あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内に支店・営業所あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内に本店・支店・営業所なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。
営業拠点 (鋼構造物工事に適用)	地域内での営業拠点の有無	<input type="checkbox"/> 単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり(※) JVで参加の場合 ・ 代表構成員が岐阜県内に本店あり ・ 代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり <input type="checkbox"/> 単体で参加の場合、岐阜県内に支店・営業所あり(※) JVで参加の場合 ・ 代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・ 代表構成員が県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり <input type="checkbox"/> 単体で参加の場合、岐阜県内に本店・支店・営業所なし JVで参加の場合 ・ 代表構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・ 全ての構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし	
営業拠点 (PC上部工工事に適用)	地域内での営業拠点の有無	<input type="checkbox"/> 岐阜県内に本店あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内に支店・営業所あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内に本店・支店・営業所なし(※)	
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	<input type="checkbox"/> 岐阜県建設業広域BCMの認定あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり(※) <input type="checkbox"/> 参加なし又は活動実績なし	※BCM認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類 ※協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類 ※災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類
近隣地域施工実績 (土木工事等に適用)	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象)	<input type="checkbox"/> 同一市町村内(旧市町村内)での施工実績あり(※) <input type="checkbox"/> 同一管内(同一市町村内を除く)での施工実績あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内(同一管内を除く)での施工実績あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内での施工実績なし	※工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等)、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しも可
近隣地域施工実績 (建築工事に適用)	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国、岐阜県、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものは65点以上のものに限る)のみ対象)	<input type="checkbox"/> 同一市町村内(旧市町村内)での施工実績あり(※) <input type="checkbox"/> 同一管内(同一市町村内を除く)での施工実績あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内(同一管内を除く)での施工実績あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内での施工実績なし	

近隣地域施工実績 (鋼構造物工事・PC上部工 工事に適用)	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡 って5か年度)以降申請期限日までに完成引き渡し の済んだ近隣地域での施工実績 (岐阜県発注工事のみ対象)	<input type="checkbox"/> 岐阜県内での施工実績あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内での施工実績なし	
応急危険度判定士の登録者数 (建築工事に適用)	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	<input type="checkbox"/> 5名以上(※) <input type="checkbox"/> 2名以上5名未満(※) <input type="checkbox"/> 2名未満	※岐阜県知事が発行する応急危険度判定士登録証の写 し
製作拠点 (鋼構造物工事に適用)	県内自社製作工場の有無	<input type="checkbox"/> 単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり(※) JVで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場 あり <input type="checkbox"/> JVでの参加の場合、その他の構成員が岐阜県内に自社製作 工場あり(※) <input type="checkbox"/> 単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし JVで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場 なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してく ださい
製作拠点 (PC上部工工事に適用)	県内自社製作工場の有無	<input type="checkbox"/> 岐阜県内に自社製作工場あり(※) <input type="checkbox"/> 岐阜県内に自社製作工場なし	※技術確認書類については、技術審査基準を確認してく ださい
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況(元請及び1次下請)	<input type="checkbox"/> 県内企業活用金額率90%以上 <input type="checkbox"/> 県内企業活用金額率50%以上90%未満 <input type="checkbox"/> 県内企業活用金額率50%未満	※「県内企業」とは、岐阜県内に本店(建設業法上の主 たる営業所)を有する企業とします ※受注者が入札時に「県内企業活用金額率90%以上」 又は「県内企業活用金額率50%以上90%未満」と 申告している場合、完成時に、発注者及び受注者の両 方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参 加資格停止・工事成績評定点の減点を行うとともに、 入札時に付与した加算点(技術評価点)の再計算を行 い、減点分を金額換算し減額変更します。

注1) レ 又は ■ のように記入すること。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とする。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

## ＜技術所見書＞施工上の課題

工事名：  
会社名：

<b>■ 施工上の課題</b>	
<b>■ 事項の設定理由</b>	

提 案 項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
<p>※提案項目をこの欄に記載する</p>	<p style="text-align: center;">(具体的な対策・対応について)</p> <p>※本様式は、A4サイズ片面1枚以内に簡潔かつ要領よく記述すること。文字サイズは10ポイント以上を基本とする。なお、規定枚数を超過した以降の内容は評価しない。</p> <p>※参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくすること。</p> <p>※提案項目は、5項目以内とし、5項目を超過した場合は、記載順に5項目までの内容で評価する。</p> <p>※1つの提案項目に対する提案数の制限はなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。</li> <li>○提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。</li> <li>○通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しません。</li> <li>○技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認められません。 (例：仕様は現場打擁壁であるが、工期短縮のためにプレキャスト擁壁で施工する) (例：仕様は高炉セメントであるが、工期短縮のために早強セメントで施工する)</li> <li>○他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術提案は原則認められません。</li> <li>○提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。</li> <li>○下記に示すような提案内容については、評価しません。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの (例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかりと」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)</li> <li>②提案の実行の有無が確認できないもの (例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの)</li> <li>③提案内容に明確な効果が認められないもの</li> <li>④提案の実行に確実性がないもの (例：「監督員との協議により施工する」) (例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)</li> </ul> </li> </ul>

## ＜技術所見書＞施工上の配慮すべき事項

工事名：  
会社名：

■ 施工上の配慮すべき事項	
■ 事項の設定理由	

提 案 項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
<p>※提案項目をこの欄に記載する</p>	<p style="text-align: center;">(具体的な対策・対応について)</p> <p>※本様式は、A4サイズ片面1枚以内に簡潔かつ要領よく記述すること。文字サイズは10ポイント以上を基本とする。なお、規定枚数を超過した以降の内容は評価しない。</p> <p>※参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくすること。</p> <p>※提案項目は、5項目以内とし、5項目を超過した場合は、記載順に5項目までの内容で評価する。</p> <p>※1つの提案項目に対する提案数の制限はなし。</p> <p>○提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。</p> <p>○提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。</p> <p>○通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しません。</p> <p>○技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認められません。</p> <p>(例：仕様は現場打擁壁であるが、工期短縮のためにプレキャスト擁壁で施工する)</p> <p>(例：仕様は高炉セメントであるが、工期短縮のために早強セメントで施工する)</p> <p>○他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術提案は原則認められません。</p> <p>○提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。</p> <p>○下記に示すような提案内容については、評価しません。</p> <p>①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの (例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかりと」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)</p> <p>②提案の実行の有無が確認できないもの (例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの)</p> <p>③提案内容に明確な効果が認められないもの</p> <p>④提案の実行に確実性がないもの (例：「監督員との協議により施工する」) (例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)</p>

※ 1 工事につき「施工上の課題」又は「施工上の配慮すべき事項」のいずれか 1 つのテーマを設定  
 岐阜県総合評価落札方式 申請様式第 2 - 4 号

記載例

< 技術所見書 > 施工上の配慮すべき事項

工事名：〇〇〇〇工事  
 会社名：〇〇〇〇土木

<p>■ 施工上の          配慮すべき事項</p>	<p>〇〇〇〇の施工における安全対策について</p>
<p>■ 事項の設定理由</p>	<p>現場における〇〇〇〇の施工における安全対策（施工方法、施工体制等を含む）について技術所見を求める。</p>

提 案 項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
<p>① 施工方法について</p> <p>② 施工体制について</p> <p>③ 〇〇〇〇について</p> <p>④ △△△△対策について</p> <p>⑤ □□□□について</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>(具体的な対策・対応について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇〇〇〇を義務付ける。</li> <li>・ ×××××を使用する。</li> <li>・ 〇〇〇〇〇を行う。</li> <li>・ △△△△△を行う。</li> <li>・ ×××××を行う。</li> <li>・ □□□□□の確認を行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">} 提案数は制限なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇〇〇〇時に〇〇〇〇〇を行う。</li> <li>・ △△△△△を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ □□□□□のため、〇〇〇〇〇を設置する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇〇〇〇時には作業を中止する。</li> <li>・ △△△△△を現場に配備する。</li> <li>・ ×××××を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇〇〇〇を行う。</li> <li>・ △△△△△を行う。</li> </ul>
<p>項目数は 5 項目まで</p> <p>※ 5 項目を超過した場合は、記載順に 5 項目までの内容で評価する。</p>	

## 技術提案書（1）

- トンネルにおける〇〇の提案
- 〇〇の品質向上の提案

工事名：

会社名：

### 技 術 提 案

<評価指標>

指標A：トンネルにおける〇〇の提案

指標B：〇〇の品質向上の提案

1. 標準案に対する提案の有無

	指標A	指標B
技術提案 有り		
技術提案 無し		

※上表の該当項目に○印を付けること。

2. 上記1が「有り」の場合で、不採用の場合における、標準案での施工意志の有無  
注) 不採用とは、技術提案が適正と認められない提案

	指標A	指標B
標準案での施工意志 有り		
標準案での施工意志 無し		

※上表の該当項目に○印を付けること。

## 技術提案書（2）

### ■トンネルにおける〇〇の提案

工事名：

会社名：

#### トンネルにおける〇〇に関する説明

<記入すべき項目>

#### 1) 〇〇方法についての工夫・提案

※本様式は、A4サイズ片面1枚以内に簡潔かつ要領よく記述すること。文字サイズは10ポイント以上を基本とする。なお、規定枚数を超過した以降の内容は評価しない。

※参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくすること。

※提案項目は、5項目以内とし、5項目を超過した場合は、記載順に5項目までの内容で評価する。

※1つの提案項目に対する提案数の制限はなし。

- 提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。
- 提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。
- 通常、一般的に実施されていると判断される提案、効果が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しません。
- 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められる提案は評価しません。
- 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術提案は原則認められません。
- 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。
- 下記に示すような提案内容については、評価しません。
  - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの  
(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)
  - ②提案の実行の有無が確認できないもの  
(例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの)
  - ③提案内容に明確な効果が認められないもの
  - ④提案の実行に確実性がないもの  
(例：「監督員との協議により施工する」)  
(例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)

## 技術提案書（3）

### ■〇〇の品質向上の提案

工事名：

会社名：

#### 〇〇の品質向上に関する説明

<記入すべき項目>

##### 1) 〇〇の品質向上についての工夫・提案

※本様式は、A4サイズ片面1枚以内に簡潔かつ要領よく記述すること。文字サイズは10ポイント以上を基本とする。なお、規定枚数を超過した以降の内容は評価しない。

※参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくすること。

※提案項目は、5項目以内とし、5項目を超過した場合は、記載順に5項目までの内容で評価する。

※1つの提案項目に対する提案数の制限はなし。

- 提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。
- 提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。
- 通常、一般的に実施されていると判断される提案、効果が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しません。
- 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められる提案は評価しません。
- 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術提案は原則認められません。
- 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。
- 下記に示すような提案内容については、評価しません。
  - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの  
(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)
  - ②提案の実行の有無が確認できないもの  
(例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの)
  - ③提案内容に明確な効果が認められないもの
  - ④提案の実行に確実性がないもの  
(例：「監督員との協議により施工する」)  
(例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)